

政務活動費について、証拠書類を HP で公開することについて

◎ ホームページ公開にあたっての課題

- ・公開資料の全てにマスキング処理をするにはかなりの労力がかかり、費用対効果の面で課題がある。
- ・公開までの事務作業をより効率化すべき。

◎ 現 状

- ・提出された収支報告一式は事務局で保管しており、通常はマスキング処理を行っていない。
- ・情報公開請求がなされた場合に限り、個人情報保護のため、黒いテープで切り貼りすることによるマスキング処理を行い、公開している。
- ・情報公開請求に対して、通常では 15 日以内に回答しなければならない。

・情報公開請求の件数

（ 会派単位のもの、議員個人
単位のもの等、請求者によ
って様々 ）

令和元年度	1 件 15 名分
平成 30 年度	3 件 14 名分
平成 29 年度	4 件 のべ 56 名分*（1 年） + 46 名分（1 か月）

※複数年分の請求があった

- ・マスキングにかかる時間 1 議員あたり約 6 時間（1 年分）

◎ ホームページで公開する際の処理方法

現状のマスキング方法では、全議員 1 年分で 276 時間かかる上、領収書等の書類が A4 サイズに収まりきれていないため、スキャニングや PC 取り込みにさらに約 38 時間かかる。これについて効率化を図るため、以下の方法が考えられる。

1 マスキング方法について

- 【案 1】 コピーし、黒マジックで塗りつぶす
- 【案 2】 PDF 化し、データを編集する

※ 全ての工程について、マスキング後、スキャニングが必要

2 会計帳簿、支出報告書等の様式について

《前提》 各種様式の見直しは「政務活動費あり方検討会」での検討が必要である

【案1】会計帳簿及び支出報告書の様式を変更する

- ▶ 支出報告書の領収書添付欄を広げ、領収書を重ねて貼らないよう規定する（枠に収まりきらない場合は別紙に貼付することとする）

メリット	<ul style="list-style-type: none">・支出報告書1枚で支出項目や内容がわかるため、閲覧者にとって見やすく、また、事務局での確認作業がしやすい・領収書が重なっていないため、スキャニングしやすい
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・スキャニング枚数が多い

【案2】支出報告書を廃止し、領収書その他の証拠書類と関連づけた様式を定める

- ▶ 会計帳簿に通し番号を振り、別紙に複数枚の領収書（会計帳簿と同じ番号を振る）を添付する

メリット	<ul style="list-style-type: none">・スキャニング枚数が減る
デメリット	<ul style="list-style-type: none">・閲覧者にとって、会計帳簿と領収書を照らし合わせないと支出項目等の把握ができないため、見にくい可能性がある・領収書の枚数は変わらないため、マスキングに要する時間は変わらない・現状の支出報告書に補記している内容を会計帳簿に全て記載するのは困難であるため、運用方法を検討する必要がある

3 収支報告にかかる新たな提出方法について

領収書等をホームページ公開するには、公開を前提とした書類提出方法の検討が必要になる。

【案】 収支報告書・領収書等の原本に加え、コピー・マスキング処理したものを併せて事務局へ提出する（黒マジックでの塗りつぶしによるマスキングを想定）

コピー・マスキング 処 理	3時間10分／議員1名
提 出 後 (事務局で作業)	1時間／議員1名 × 46名 = 46時間 (確認・スキャニング・PC取り込み)
	<例>庶務係（5名）で処理 … 9時間12分／職員1名

◎ 公開する時期について（最短の例）

令和2年度	「政務活動費あり方検討会」での検討・結論、幹事長会への報告
令和3年度	改正した「政務活動費の手引き」による収支報告
令和4年度	改正された様式にてホームページ公開開始（令和3年度分）

参 考 その他の公開方法について

【案】 様式を変更の上、「会計帳簿」のみを公開する

・会計帳簿に個人情報に記載しないよう手引きに規定すれば、事務作業を増加させることなく、各月の支出状況を公開することができる

・領収書その他の証拠書類については情報公開請求にて対応する

※ 政務活動費については財政援助団体等監査を受けているため、ホームページ上の政務活動費のページに監査結果のページをリンクさせることも可能